資料3

中央教育審議会大学分科会 教学マネジメント特別委員会 (第5回) R1.5.30

教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき主な事項

(③成績評価)

3 3 成績評価

1

2

4

5

6 7

8

成績評価の信頼性を確保することは、大学教育の質保証の根幹であり、学修成果の可 視化を適切に行う上での前提。厳格な成績評価を行うためにも、各授業科目の到達目標 に照らした達成状況を「ルーブリック」等を用いて適切に判断することが重要。GPA については、国際的通用性を踏まえた運用を確保するとともに、その信頼性を確保する ために算定方法や分布を公表する必要がある。

9 1. 大学全体レベル

- 10 〇 大学全体で厳格な成績評価を行うとともに、大学全体でどのような考え方に基づき成
- 11 績評価を行っているかを示すためにも、成績評価に関する全学的な統一基準を策定・公
- 12 表するとともに、当該基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達
- 13 成水準との関係を公表したり、成績表等へ記載するといった取組が必要。
- 14 〇 GPAについては、その算定方法に各大学の自由度が認められる一方で、留学や就職
- 15 に当たって学外において活用されることも想定されるため、その信頼性を確保するため
- 16 に、算定方法や分布を開示することが必要。
- 17 〇 学士課程答申(平成20年)において、GPAを導入・実施する場合の留意点として、
- 18 例えば不可となった科目も平均点に算入することなどが挙げられていることを踏まえ、
- 19 各大学の運用の改善を進めていくことが必要。

20 2. 学位プログラムレベル

- 21 〇 各授業科目の達成水準について、「ルーブリック」等を用いて事前に明らかにしてお
- 22 くことは、厳格な成績評価や学生の学修意欲を高める観点から有効と考えられる。同一
- 23 名称の科目を複数開講している場合は、平準化を図る観点から特に重要。
- 24 〇 各授業科目において、あらかじめ定められた成績評価基準を踏まえて意図されたとお
- 25 りの成績評価が行われているかを事後的に検証する仕組みを作ることも重要。
- 26 〇 学士課程答申(平成20年)を踏まえ、GPAを留年や退学の勧告等の基準とするこ
- 27 とや、アドバイザー制を導入するなど、きめ細かな履修指導や学習支援をあわせて行う
- 28 こと、教員間で、成績評価結果の分布などに関する情報を共有し、これに基づくFDを
- 29 実施することに留意する。

3. 個々の授業科目レベル

- 2 〇 成績評価を適正に行う上では、教員間の共通理解の下、
- 各授業科目における「何ができるようになるのか」という具体的な到達目標に照ら
 して、「どこまでできるようになったのか」(例えば、「最低限できるようになった」
 「到達目標を大きく超えてできるようになった」等)という観点でできるだけ客観的
- 6 に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映すること
- 7 ・ 公正で透明な成績評価という観点から、達成水準を測定する手法やそのウエイトが 8 あらかじめ明確になっていること
- 9 が必要。

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

1

10 〇 成績評価結果等の分布を踏まえたFDに基づき、個々の授業の改善を行うことが必要。

【平成24年答申】

・ 学長を中心とするチームは、学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、学修の成果に係る評価等の基準について、改革サイクルの確立という観点から相互に関連付けた情報発信に努める。特に、成果の評価に当たっては、学修時間の把握といった学修行動調査やアセスメント・テスト(学修到達度調査)ルーブリック、学修ポートフォリオ等、どのような具体的な測定手法を用いたかを併せて明確にする。

【平成20年答申】

- ・ 我が国の大学は、成績評価について、個々の教員の裁量に依存しており、組織的な取組が弱い と指摘されてきた。従来のままでは、大学全入時代の学生の変容に際し、学生確保という経営上 の要請も相まって、なし崩し的に安易な成績評価が広がるおそれがある。
- ・ 教員間の共通理解の下、成績評価基準を策定し、その明示について徹底する。 成績評価の結果については、基準に準拠した適正な評価がなされているか等について、組織的 な事後チェックを行う。また、成績評価の通用性を高める方策として、当該教員以外の第三者の 参画を求める仕組みを検討する。
- ・ GPA等の客観的な基準を学内で共有し、教育の質保証に向けて厳格に適用する。 GPAを導入・実施する場合は、以下の点に留意する。
 - ・ 国際的にGPAとして通用する仕組みとする(例えば、評価の設定を標準的な在り方に揃える、不可となった科目も平均点に算入する、留年や退学の勧告等の基準とするなど)。
 - ・アドバイザー制を導入するなど、きめ細かな履修指導や学習支援をあわせて行う。
 - ・教員間で、成績評価結果の分布などに関する情報を共有し、これに基づくFDを実施し、その 後の改善に生かす。
 - ・その他単位制度の実質化に向けた諸方策を総合的に講じる。

【平成10年答申】

・ 大学の社会的責任として、学生の卒業時における質の確保を図るため、教員は学生に対してあらかじめ各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画とともに、成績評価基準を明示した上で、厳格な成績評価を実施すべきである。

参考:大学における教育内容等の改革状況について(平成28年度)

(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

